

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 26 年 3 月 18 日 (火) 第 8 5 8 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (155) (文化政策課) 2 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (156) (水・大気環境課) 3 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙期日 (157) (景観まちづくり課) 4 基本測量の実施 (158) (技術企画課) 4 基本測量の終了 (159) (〃) 4 土地収用法による土地の立入り (160) (〃) 4 県道の区域の決定 (161) (道路企画課) 5 一般国道の区域の変更 (162) (〃) 5 県道の区域の変更 (163) (〃) 5 一般国道の供用の開始 (164) (〃) 6 県道の供用の開始 (165) (〃) 6 河川整備計画の変更 (166) (河川課) 6 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (167) (治山砂防課) 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (168) (中部総合事務所福祉保健局) 7 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (169) (西部総合事務所地域振興局) 8 指定居宅サービス事業者の指定 (170) (西部総合事務所福祉保健局) 8 指定居宅介護支援事業者の指定 (171) (〃) 8 指定介護予防サービス事業者の指定 (172) (〃) 9 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (173) (東部福祉保健事務所) 9 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (174) (〃) 9 土地改良法による換地処分 (175) (東部農林事務所) 10
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (4) 10
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (9) (教育総務課) 10

告 示

鳥取県告示第155号

平成21年鳥取県告示第720号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成26年3月6日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 梨花ホール				1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 梨花ホール			
区分			利用料	区分			利用料
種別	設 備 名	設置数		種別	設 備 名	設置数	
略				略			
移動用 効果器 具・効 果用照 明器具	スポットライト (500ワット)	<u>66</u>	1台1回 につき 200円	移動用 効果器 具・効 果用照 明器具	スポットライト (500ワット)	<u>99</u>	1台1回 につき 200円
果用照 明器具	スポットライト (1キロワット)	<u>274</u>	1台1回 につき 300円	果用照 明器具	スポットライト (1キロワット)	<u>339</u>	1台1回 につき 300円
略				略			
	スポットライト (3キロワット)	20	1台1回 につき 910円		スポットライト (3キロワット)	20	1台1回 につき 910円
	LEDスポット ライト	34	1台1回 につき 300円		ITO-650	20	1台1回 につき 400円
	エフェクトスポ ットライト(1 キロワット)	<u>8</u>	1台1回 につき 400円		エフェクトスポ ットライト(500 ワット)	4	1台1回 につき 300円
略				略			
略				略			
備考 略				備考 略			
イ 小ホール				イ 小ホール			

区分			利用料
種別	設 備 名	設置数	
略			
移動用 効果器 具・効 果用照 明器具	スポットライト (500ワット)	66	1台1回 につき 200円
	スポットライト (1キロワット)	274	1台1回 につき 300円
略			
	LEDスポット ライト	34	1台1回 につき 300円
	エフェクトスポ ットライト(1 キロワット)	8	1台1回 につき 400円
略			
略			
備考 略			
ウ 略			
2 略			

区分			利用料
種別	設 備 名	設置数	
略			
移動用 効果器 具・効 果用照 明器具	スポットライト (500ワット)	178	1台1回 につき 200円
	スポットライト (1キロワット)	374	1台1回 につき 300円
略			
	I T O-650	20	1台1回 につき 400円
	エフェクトスポ ットライト(500 ワット)	4	1台1回 につき 300円
	エフェクトスポ ットライト(1 キロワット)	4	1台1回 につき 400円
略			
略			
備考 略			
ウ 略			
2 略			

附 則

この告示は、平成26年3月18日から施行する。

鳥取県告示第156号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大栄都市計画下水道事業 北栄町公共下水道
(変更前) 大栄都市計画下水道事業 大栄町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成17年12月9日～平成31年3月31日
(変更前) 平成17年12月9日～平成24年3月31日
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更無し
- (2) 使用の部分
変更無し

鳥取県告示第157号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成26年6月22日と定めたので、同条の規定により告示する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第158号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業地域 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町並びに東伯郡三朝町
- 3 終了年月日 平成26年2月28日

鳥取県告示第160号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高压架空電線路 日野川第一線No. 16～27経年鉄塔建替に伴う調査測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町小河内字柳田、字柳田上エ、字布瀬谷山及び字上ミ布瀬谷並びに黒坂字モミウ子、字山ノ手山、字オンヤ原、字オンヤ原上へ、字樋口尻、字樋口上へ、字仲田、字仲田道際、字木戸ヶ塚道下夕、字中田ノ向、字久住原上へ、字久住原、字久住原家廻り、字木戸ヶ塚、字木戸ヶ塚尻、字久住原道下夕、字魚切、字魚切ノ上へ、字大菊通上へ、字大菊通シ、字久住谷東平ラ、字下菊通シ上へ、字傍示岩山、字傍示岩奥、字傍示岩奥北平ラ、字傍示岩上へ、字傍示岩及び字半谷山地内

4 立ち入ろうとする期間

平成26年4月1日から平成26年9月30日まで

鳥取県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩美インター線	岩美郡岩美町大字岩本字中縄手589-1地先から同町大字浦富字上荒木47-4地先まで	18.0～42.8	535.0

鳥取県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
178号	岩美郡岩美町大字岩本字五輪鼻山1318-4地先から同大字字大曲606-1地先まで	変更前	15.1～31.8	340.0
		変更後	15.1～37.0	340.0

鳥取県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用瀬線	鳥取市徳尾字坪田 588-1 地先から同市嶋字宮ノ元 119-3 地先まで	変更前	8.3~79.2	885.0
		変更後	8.3~50.7	885.0

鳥取県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
178号	岩美郡岩美町大字岩本字五輪鼻山1318-4 地先から同大字字大曲606-1 地先まで	平成26年3月22日

鳥取県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原用瀬線	鳥取市徳尾字坪田588-1 地先から同市嶋字宮ノ元119-3 地先まで	平成26年3月18日
岩美インター線	岩美郡岩美町大字岩本字中縄手589-1 地先から同町大字浦富字上荒木47-4 地先まで	平成26年3月22日

鳥取県告示第166号

平成20年鳥取県告示第464号で公表した河川整備計画を変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2条第7項において準用する同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備計画を変更した河川
千代川水系湖山川（上流ブロック）
- 2 河川整備計画を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所及び鳥取市都市整備部都市環境課

鳥取県告示第167号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
下曳田地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和53年鳥取県告示第581号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
鳥取市河原町曳田字續キ304-1	1号
鳥取市河原町曳田字丸山1164-10	2号及び3号
鳥取市河原町曳田字丸山1164-1	4号及び5号
鳥取市河原町曳田字東丸山1-8地先水路	6号
鳥取市河原町曳田字東丸山2-4地先水路	7号
鳥取市河原町曳田字西丸山12-2	8号
鳥取市河原町曳田字西丸山13-1	9号

鳥取県告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月18日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行う事業 所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行う事業 所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	ユニット型ショートス テイル・ソラリオン	倉吉市山根55-3	短期入所	平成26年4月 1日

鳥取県告示第169号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年5月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人陽なた
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
竹内 美智子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
境港市夕日ヶ丘二丁目
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、発達障がい児者とその近辺の行動特徴を表す児者に対して、発達支援、就労支援および生活自立支援、支援関係者への助言相談、行政との協働に関する事業を行い、発達障がい児者とその家族が地域社会のなかで仲間と居場所を持ち、いきいきと自律した生活ができることに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ロッカピア ンカ	あいわ訪問介護ステ ーション・米子	米子市西福原六丁 目18-11	平成26年4月1日	訪問介護

鳥取県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、

同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社ロッカビアンカ	あいわ居宅介護支援事業所・米子	米子市西福原六丁目18-11	平成26年4月1日

鳥取県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ロッカビアンカ	あいわ訪問介護ステーション・米子	米子市西福原六丁目18-11	平成26年4月1日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月18日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社徳吉薬局	三愛薬局	鳥取市青谷町青谷4077-24	平成26年3月10日	平成26年3月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月18日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社徳吉 薬局	三愛薬局	鳥取市青谷町青谷 4077-24	平成26年3月 10日	平成26年3月 31日	介護予防居宅療養 管理指導

鳥取県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る猪子地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成26年3月18日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

平成26年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年3月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成26年3月26日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 平成26年度明るい選挙推進運動要領について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第9号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年3月18日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成26年3月21日（金）午前9時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員会室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育振興基本計画の改訂について
 - (2) その他